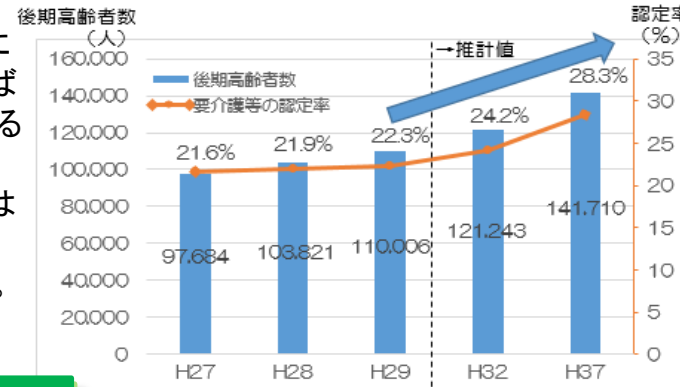


高齢者を取り巻く現状

- 今後も、高齢化は更に進み、平成 32(2020)年頃に 28.1%になり、いったん高齢化率のピークとなり、以降、しばらくは横ばいで推移したのち、平成 40(2028)年頃から再び上昇に転じる見込み。
- 平成 37(2025)年まで、後期高齢者及び、要介護等認定者は増加する見込み。
- 高齢者人口の増加に伴い認知症高齢者も増加する見込み。
認知症高齢者数:22,938 人(H29.9 末)

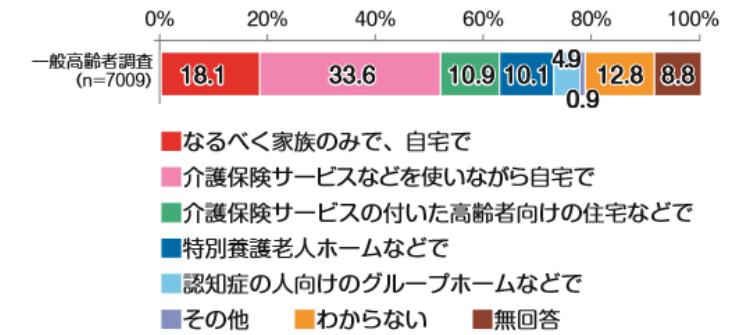
75 歳以上の後期高齢者数と認定率の推移



高齢者等実態調査から

- 平成 28 年度に実施した「高齢者等実態調査」では、現在の 住まいで住み続けることを希望する方が多く、約 7 割を超えている。
- 介護が必要になっても、自宅で介護を受けたいという方が 5 割を超えている。
- 自宅や住み慣れた地域で生活を続けるためには、必要なサービスや支援を身近な場所で受けられる仕組みが必要。

介護が必要になった場合どの様な介護を受けたいですか



背景

高齢化に伴う介護の重度化やひとり暮らし高齢者の増加、老老介護、複数の課題を抱える世帯の増加、少子高齢化による働く世代の減少や、認知症高齢者の増加、医療や介護サービスの複雑化・多様化などニーズの多様化する中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、生活を支える仕組みづくりや、適切な医療と介護サービスが提供できる体制づくりが必要。

地域包括ケアシステムの構築に向けた本市の取組

年度	期	取組
平成24年 ～ 平成26年	5期	【体制面】 地域包括支援センターの設置(7区の基幹型・21圏域の地域型) 高齢施策推進課に地域包括ケア推進係を新設(H26) 【施策面】 高齢者ボランティア活動の支援など 家族介護者支援事業の実施 堺コックラ体操の普及啓発 認知症キャラバンメイト・サポーター養成講座の充実 高齢者徘徊見守りメール事業の実施 認知症カフェの実施
平成27年 ～ 平成29年	6期	【体制面】 地域包括ケア推進課を新設(H29) 認知症初期集中支援チームを設置 生活支援コーディネーターを配置 堺地域医療連携支援センターを設置 ダブルケア相談窓口を設置 【施策面】 「認知症のてびき(本人・家族、支援者、一般用)」の作成、普及 高齢者ネットワーク会議の開催(地域での見守り等の充実) 在宅医療・介護連携推進事業の実施 新しい総合事業の実施 介護予防ケアマネジメント検討会議の実施 介護予防・フレイル予防の強化 高齢者起業支援事業の実施

ロードマップの作成

平成 29 年 5 月に、2025 年までの方向性を示した長期と堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(3 年毎)のより詳細な取組を示した中期から構成されるロードマップを作成。本市における地域包括ケアシステムの構築に向けて、取組の共有を庁内外で図り、一体的に施策展開を推進している。

課題認識と方向性

これまで、福祉の向上に向けて、地域住民が様々な福祉サービスの提供を協働で担うなど、重要な役割を果たしている。

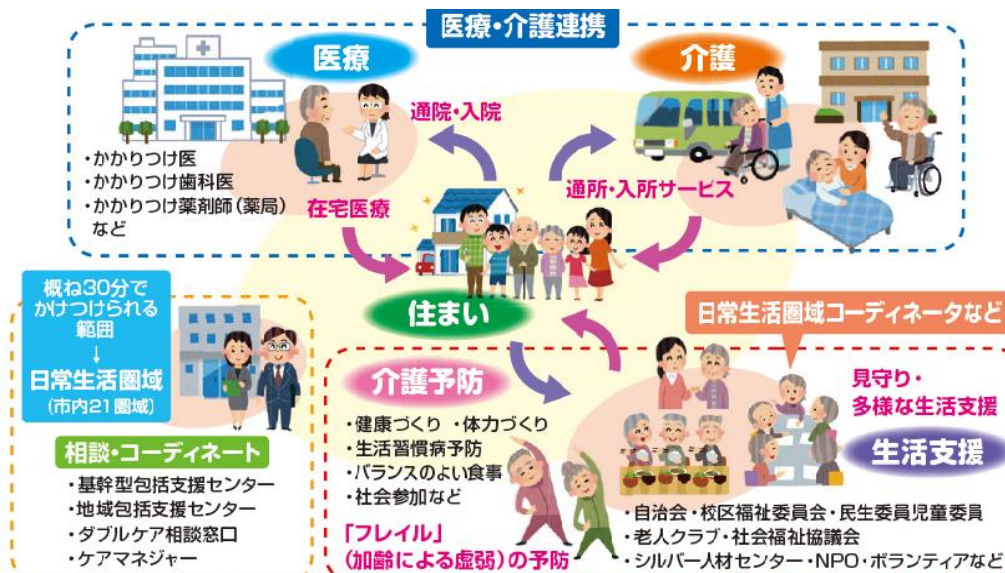
地域における課題が増大・多様化する中で、より安全に安心して生活できるまちづくりに向けた取組など、地域コミュニティの活動の重要性が再認識されている。

次に必要なこととして、

- ◆ 地域包括ケアシステムの構築のための地域における機運醸成
- ◆ 市・関係者・市民の役割の明確化による意識共有

地域包括ケアシステムとは

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活支援が包括的に確保される体制のこと



地域包括ケアシステムの推進手法等に関する懇話会

地域包括ケアシステムを推進するための手法を検討するため、地域住民の代表者、有識者、医療介護関係者等で構成する懇話会を設置(平成 29 年 9 月)

【懇話会の経過】

- 第 1 回 (H29. 9. 29)
効果的な手法について協議
① 条例 ② ビジョン ③ アクションプラン ④ 行動指針等
→ 手法として、**条例が最適という意見で合意**
- 第 2 回 (H29. 11. 17)
条例の項目や主な内容について協議・合意
・ 前文 ・ 目的 ・ 定義 ・ 位置付け ・ 基本理念
・ 市、市民等の役割・協議の場(審議会)の設置
- 第 3 回 (H30. 2. 20)
条例素案を市から提示し、委員から意見聴取
- 第 4 回 (H30. 4. 18)
委員の意見を基に修正した案を提示、賛同を得る
- 第 5 回 (H30. 7. 18)
委員や議会、パブリックコメント等の意見を受けて、再修正した案を提示、賛同を得る

条例制定で期待できる意義

- 議会の議決を経て、条例を制定することで、市民、議会等、関係者の一体的な機運の醸成を図ることができる。
- 市の責務、医療介護等関係者、市民の各々の役割などを可視化することで、関係者が共通認識を持ち、連携を深めながら、地域包括ケアシステムを進めることができる。

条例成立・施行日と今後のスケジュール(案)

- 平成 30 年 9 月 29 日 ○ 市議会にて条例が可決、成立
- 平成 30 年 10 月 1 日 ○ 条例施行
- 平成 30 年 10 月～11 月 ○ ロードマップの見直しについて、庁内照会
- 平成 30 年 12 月 26 日 ○ 第 1 回地域包括ケアシステム審議会の開催
- 平成 31 年 3 月末までに ○ 第 2 回地域包括ケアシステム審議会の開催

